

令和5年5月15日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社千葉銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は 事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
つくば支店 水戸法人営業所出張所	茨城県水戸市南町3丁目4番14号 （東邦銀行水戸支店内）	茨城県水戸市南町3丁目4番14号 （明治安田生命水戸南町ビル9階）	2023年5月1日

（2）変更の理由

2023年11月に支店化を予定しており、事前に移転するため